

『2019年版 社労士出るところマスター』
(ヨコイ・マネジメントパートナーズ編)
お詫びと訂正のお知らせ

本書において、下記のとおり誤りがございました。読者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
139	22行目 (見出し)	3 介護 <u>保険</u> 給付金の支給要件	3 介護 <u>休業</u> 給付金の支給要件
	23行目	育児休業給付金は、被保険者が下記の要件を満たした場合に支給される。	介護休業給付金は、被保険者が下記の要件を満たした場合に支給される。

以上